

避難促進施設（避難確保計画の作成）に関する取組について 協議会統一基準改正 新旧対照表

修正前欄に掲げる記載の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる記載の傍線を付した部分のように修正する。

修正前	修正後	事由等
■協議会統一基準 1 対象施設 (2) 第2次避難対象エリア及び融雪型火山泥流による影響想定範囲（事前の避難が必要な区域に限る）のうち情報伝達や避難誘導を個別に実施する必要があると考えられる施設（第1項のうち大規模な集客施設※、第2項第2号から第<u>6</u>号及び第<u>8</u>号のうち入院（入所）施設を有する施設） (略) (3) 第3次避難対象エリアに存する施設（第2項第2号から第<u>6</u>号及び第<u>8</u>号のうち入院（入所）施設を有する施設） (略) (4) 第2次避難対象エリアから第4次避難対象エリアまでに存する施設（第2項第1号及び第<u>7</u>号に該当する施設） (略)	■協議会統一基準 1 対象施設 (2) 第2次避難対象エリア及び融雪型火山泥流による影響想定範囲（事前の避難が必要な区域に限る）のうち情報伝達や避難誘導を個別に実施する必要があると考えられる施設（第1項のうち大規模な集客施設※、第2項第2号から第<u>5</u>号及び第<u>7</u>号のうち入院（入所）施設を有する施設） (略) (3) 第3次避難対象エリアに存する施設（第2項第2号から第<u>5</u>号及び第<u>7</u>号のうち入院（入所）施設を有する施設） (略) (4) 第2次避難対象エリアから第4次避難対象エリアまでに存する施設（第2項第1号及び第<u>6</u>号に該当する施設） (略)	活動火山対策特別措置法施行令改正に伴う修正

修正前	修正後	事由等																														
(別表) 避難対象エリア別の避難促進施設に指定すべき対象施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>避難対象エリア</th><th>対象となる施設</th><th>施設の例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第2次避難対象エリア 及び融雪型火山泥流による影響想定範囲のうち事前の避難が必要な区域</td><td> ・ 施行令第1条第1項のうち大規模な集客施設 ※ ・ 施行令第1条第2項第2号から第6号及び第8号のうち入院、入所施設を有する施設 ・ 施行令第1条第2項第1号及び第7号に該当する施設 </td><td> 宿泊施設、 観光施設など 社会福祉施設、医療施設など 学校・児童 関連施設 </td></tr> <tr> <td>第3次避難対象エリア</td><td> ・ 施行令第1条第2項第2号から第6号及び第8号のうち入院、入所施設を有する施設 ・ 施行令第1条第2項第1号及び第7号に該当する施設 </td><td> 社会福祉施設、医療施設など 学校・児童 関連施設 </td></tr> <tr> <td>第4次避難対象エリア</td><td> ・ 施行令第1条第2項第1号及び第7号に該当する施設 </td><td> 学校・児童 関連施設 </td></tr> </tbody> </table>	避難対象エリア	対象となる施設	施設の例	(略)			第2次避難対象エリア 及び融雪型火山泥流による影響想定範囲のうち事前の避難が必要な区域	・ 施行令第1条第1項のうち大規模な集客施設 ※ ・ 施行令第1条第2項第2号から第6号及び第8号のうち入院、入所施設を有する施設 ・ 施行令第1条第2項第1号及び第7号に該当する施設	宿泊施設、 観光施設など 社会福祉施設、医療施設など 学校・児童 関連施設	第3次避難対象エリア	・ 施行令第1条第2項第2号から第6号及び第8号のうち入院、入所施設を有する施設 ・ 施行令第1条第2項第1号及び第7号に該当する施設	社会福祉施設、医療施設など 学校・児童 関連施設	第4次避難対象エリア	・ 施行令第1条第2項第1号及び第7号に該当する施設	学校・児童 関連施設	(別表) 避難対象エリア別の避難促進施設に指定すべき対象施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>避難対象エリア</th><th>対象となる施設</th><th>施設の例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第2次避難対象エリア 及び融雪型火山泥流による影響想定範囲のうち事前の避難が必要な区域</td><td> ・ 施行令第1条第1項のうち大規模な集客施設 ※ ・ 施行令第1条第2項第2号から第5号及び第7号のうち入院、入所施設を有する施設 ・ 施行令第1条第2項第1号及び第6号に該当する施設 </td><td> 宿泊施設、 観光施設など 社会福祉施設、医療施設など 学校・児童 関連施設 </td></tr> <tr> <td>第3次避難対象エリア</td><td> ・ 施行令第1条第2項第2号から第5号及び第7号のうち入院、入所施設を有する施設 ・ 施行令第1条第2項第1号及び第6号に該当する施設 </td><td> 社会福祉施設、医療施設など 学校・児童 関連施設 </td></tr> <tr> <td>第4次避難対象エリア</td><td> ・ 施行令第1条第2項第1号及び第6号に該当する施設 </td><td> 学校・児童 関連施設 </td></tr> </tbody> </table>	避難対象エリア	対象となる施設	施設の例	(略)			第2次避難対象エリア 及び融雪型火山泥流による影響想定範囲のうち事前の避難が必要な区域	・ 施行令第1条第1項のうち大規模な集客施設 ※ ・ 施行令第1条第2項第2号から第5号及び第7号のうち入院、入所施設を有する施設 ・ 施行令第1条第2項第1号及び第6号に該当する施設	宿泊施設、 観光施設など 社会福祉施設、医療施設など 学校・児童 関連施設	第3次避難対象エリア	・ 施行令第1条第2項第2号から第5号及び第7号のうち入院、入所施設を有する施設 ・ 施行令第1条第2項第1号及び第6号に該当する施設	社会福祉施設、医療施設など 学校・児童 関連施設	第4次避難対象エリア	・ 施行令第1条第2項第1号及び第6号に該当する施設	学校・児童 関連施設	活動火山対策特別措置法施行令改正に伴う修正
避難対象エリア	対象となる施設	施設の例																														
(略)																																
第2次避難対象エリア 及び融雪型火山泥流による影響想定範囲のうち事前の避難が必要な区域	・ 施行令第1条第1項のうち大規模な集客施設 ※ ・ 施行令第1条第2項第2号から第6号及び第8号のうち入院、入所施設を有する施設 ・ 施行令第1条第2項第1号及び第7号に該当する施設	宿泊施設、 観光施設など 社会福祉施設、医療施設など 学校・児童 関連施設																														
第3次避難対象エリア	・ 施行令第1条第2項第2号から第6号及び第8号のうち入院、入所施設を有する施設 ・ 施行令第1条第2項第1号及び第7号に該当する施設	社会福祉施設、医療施設など 学校・児童 関連施設																														
第4次避難対象エリア	・ 施行令第1条第2項第1号及び第7号に該当する施設	学校・児童 関連施設																														
避難対象エリア	対象となる施設	施設の例																														
(略)																																
第2次避難対象エリア 及び融雪型火山泥流による影響想定範囲のうち事前の避難が必要な区域	・ 施行令第1条第1項のうち大規模な集客施設 ※ ・ 施行令第1条第2項第2号から第5号及び第7号のうち入院、入所施設を有する施設 ・ 施行令第1条第2項第1号及び第6号に該当する施設	宿泊施設、 観光施設など 社会福祉施設、医療施設など 学校・児童 関連施設																														
第3次避難対象エリア	・ 施行令第1条第2項第2号から第5号及び第7号のうち入院、入所施設を有する施設 ・ 施行令第1条第2項第1号及び第6号に該当する施設	社会福祉施設、医療施設など 学校・児童 関連施設																														
第4次避難対象エリア	・ 施行令第1条第2項第1号及び第6号に該当する施設	学校・児童 関連施設																														